

証券コード：7508

株式会社 **G-7** ホールディングス

第51期 定時株主総会 招集ご通知



2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時予定）

日時



神戸市西区糺台5丁目6番3号
神戸 西神オリエンタルホテル
4階 翔雲

場所

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/7508/>



目次

第51期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	17
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告	37

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

株主各位

神戸市須磨区弥栄台2丁目1番地の3
株式会社G-7ホールディングス
代表取締役社長 岸本 安正

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

▶ **当社ウェブサイト**

<https://www.g-7holdings.co.jp/investors/assemble/>



上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第51期定時株主総会招集ご通知」を選択して、ご確認ください。

▶ **株主総会資料 掲載ウェブサイト**

<https://d.sokai.jp/7508/teiji/>



▶ **東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）**

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき「銘柄名（会社名）」に「G-7ホールディングス」または「コード」に当社証券コード「7508」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4ページ「議決権行使についてのご案内」に従って2026年6月25日(木曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時予定）

2. 場 所 神戸市西区糀台5丁目6番3号
神戸 西神オリエンタルホテル 4階 翔雲
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第51期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類内容報告の件
2. 会計監査人および監査等委員会の第51期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

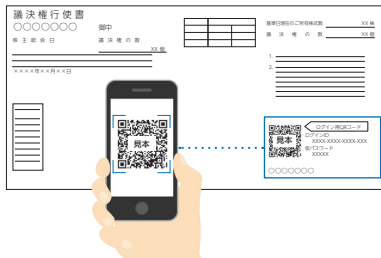
なお、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれている管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みません。）は、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）8名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からは特段の指摘すべき事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	
1	かね だ たつ み 金 田 達 三	代表取締役会長兼CEO	再任
2	きし もと やす まさ 岸 本 安 正	代表取締役社長 社長執行役員	再任
3	まつ だ ゆき とし 松 田 幸 俊	取締役顧問	再任
4	せき だい さく 関 大 作	取締役 執行役員 業務スーパー事業担当	再任
5	たま き いさお 玉 木 功	取締役 執行役員 精肉事業担当	再任
6	の ぐち しん いち 野 口 真 一	取締役 執行役員 車関連事業担当	再任
7	さか もと みつる 坂 本 充	社外取締役	再任 社外 独立
8	し だ ゆき ひろ 志 田 幸 宏	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

かね だ たつ み
金田 達三



再任

生年月日

1950年11月14日

所有する当社の株式数

27,800株

在任年数

22年

取締役会出席状況

19/19回

候補者番号 2

きしもと やす まさ
岸本 安正



再任

生年月日

1960年9月8日

所有する当社の株式数

10,900株

在任年数

19年

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位および担当

1993年 4月 当社入社
2000年 6月 当社取締役（2001年6月退任）
2000年 9月 キノシタオート(株)代表取締役社長
2005年 4月 当社執行役員関東カンパニー社長
2005年 6月 当社代表取締役社長
2006年 1月 オートセブン分割準備(株)（現・(株)G-7・オート・サービス）代表取締役社長
2013年 4月 同社代表取締役会長
2015年 8月 (株)G-7デベロップメント（現・(株)G7リテールジャパン）代表取締役社長
2017年 4月 同社代表取締役会長（2018年3月退任）
2018年 4月 (株)G-7・オート・サービス取締役会長（2019年3月退任）
(株)G7アグリジャパン代表取締役会長（2019年3月退任）
2019年 6月 当社代表取締役会長兼CEO
2022年 5月 当社代表取締役会長兼社長CEO
2023年 6月 当社代表取締役会長兼CEO
現在に至る。

重要な兼職の状況 -

取締役候補者とした理由

金田達三氏は、2005年6月より当社の代表取締役を務めるとともに、当社子会社の代表取締役を歴任するなど、当社グループの経営をリードしてきた豊富な経験と実績を有しているため、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位および担当

1983年 4月 当社入社
2005年 4月 当社経理部長
2006年 7月 当社執行役員経理部長
2007年 6月 当社取締役財務部長
2021年 6月 当社常務取締役財務部長
2022年 4月 当社常務取締役経営管理本部長
2023年 6月 当社代表取締役社長
現在に至る。
2026年 4月 当社社長執行役員
現在に至る。

重要な兼職の状況 -

取締役候補者とした理由

岸本安正氏は、当社の常務取締役経営管理本部長などを歴任し、2023年6月より当社の代表取締役役に就任するなど、経営者としての豊富な経験と実績を有しているため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 3

まつ だ ゆき とし
松田 幸俊



再任

生年月日

1951年1月30日

所有する当社の株式数

10,700株

在任年数

21年

取締役会出席状況

19/19回

候補者番号 4

せき だい さく
関 大作



再任

生年月日

1971年6月25日

所有する当社の株式数

2,000株

在任年数

8年

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位および担当

1998年10月 当社入社
2004年 4月 当社経営統括本部総務部長
2004年 7月 当社管理本部長兼総務部長
2005年 6月 当社取締役管理本部長兼総務部長
2007年 6月 当社取締役管理部長
2008年 6月 当社取締役総務部長
2025年 4月 当社取締役総務統括部長
2026年 4月 当社取締役顧問
現在に至る。

重要な兼職の状況 -

取締役候補者とした理由

松田幸俊氏は、長年にわたり当社の総務部門の責任者を務め、社内でのコンプライアンスの徹底に寄与するなど、法務・ガバナンスについて豊富な業務経験と知見を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。

略歴、当社における地位および担当

2003年11月 (株)サンゼブン (現・(株)G-7スーパーマーケット) 入社
2005年 6月 同社取締役
2009年 7月 同社常務取締役
2011年 4月 同社専務取締役
2016年 4月 同社取締役副社長
2017年 4月 同社取締役社長
2018年 4月 同社代表取締役社長
現在に至る。
2018年 6月 当社取締役
現在に至る。
2026年 4月 当社執行役員 業務スーパー事業担当
現在に至る。

重要な兼職の状況 (株)G-7スーパーマーケット代表取締役社長

取締役候補者とした理由

関 大作氏は、業務スーパー事業を展開する当社子会社の代表取締役社長を務めるなど、営業・マーケティングについて豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 5

たま き いさお
玉木 功



再任

生年月日

1963年5月18日

所有する当社の株式数

1,500株

在任年数

7年

取締役会出席状況

18/19回

候補者番号 6

の ぐち しん いち
野口 真一



再任

生年月日

1973年3月30日

所有する当社の株式数

5,900株

在任年数

3年

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位および担当

- 1999年 7月 (株)テラバヤシ (現・(株)G-7ミートテラバヤシ) 入社
2004年 2月 同社執行役員ミートザミート西日本事業部長
2010年 2月 同社取締役
2013年 4月 同社取締役副社長
2015年 5月 同社代表取締役社長
現在に至る。
2019年 6月 当社取締役
現在に至る。
2026年 4月 当社執行役員 精肉事業担当
現在に至る。

重要な兼職の状況 (株)G-7ミートテラバヤシ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

玉木 功氏は、精肉事業を展開する当社子会社の代表取締役社長を務めるなど、営業・マーケティングについて豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位および担当

- 1996年 3月 (株)オートセブン (現・(株)G-7ホールディングス) 入社
2011年 4月 (株)オートセブン (現・(株)G-7・オート・サービス) 執行役員
サービス事業推進部長
2013年 4月 同社常務取締役
2017年 4月 同社専務取締役
2019年 4月 同社代表取締役社長
現在に至る。
2023年 6月 当社取締役
現在に至る。
2026年 4月 当社執行役員 車関連事業担当
現在に至る。

重要な兼職の状況 (株)G-7・オート・サービス代表取締役社長

取締役候補者とした理由

野口真一氏は、車関連事業を展開する当社子会社の代表取締役社長を務めるなど、営業・マーケティングについて豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 7

さかもと
坂本 充



再任 社外 独立

生年月日

1951年3月13日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

13年

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位および担当

1973年 4月 (株)オニツカ (現・(株)アシックス) 入社
1977年 4月 (株)日本エル・シー・エー入社
1986年 5月 同社取締役
1990年 5月 同社常務取締役 (2001年7月退任)
2001年 5月 (株)マネジメントエフ設立
代表取締役社長
現在に至る。
2013年 6月 当社社外取締役
現在に至る。

重要な兼職の状況 (株)マネジメントエフ代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

坂本 充氏は、同氏の多様な業種での経営コンサルタントとしての実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者番号 8

しだ ゆきひろ
志田 幸宏



再任 社外 独立

生年月日

1965年5月5日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

11年

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位および担当

1989年 4月 山一証券(株)入社
1998年 4月 メリルリンチ日本証券(株)入社
2005年 3月 SG Private Banking(Japan),Ltd.ダイレクター
2006年 3月 Societe Generale Bank&Trust,Singaporeシニアバイスプレジデント
2011年10月 ANALOG PTE.LTD.代表取締役社長
現在に至る。
2012年 2月 CBP QUILVEST WEALTH ADVISORY LTD. (現・PROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.) シニアバイスプレジデント
2013年 6月 (株)ジークホールディングス社外取締役
2015年 6月 当社社外取締役
現在に至る。
2021年 8月 PROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.エグゼクティブダイレクター
現在に至る。

重要な兼職の状況

ANALOG PTE.LTD.代表取締役社長
PROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.エグゼクティブダイレクター

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

志田幸宏氏は、同氏の海外での企業経営者としての高い見識と、豊富な実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂本 充氏および志田幸宏氏は社外取締役の候補者であります。当社は、坂本 充氏および志田幸宏氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 在任年数は、本総会終結時における在任期間を示しております。
4. 当社は、坂本 充氏および志田幸宏氏との間において、責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、当社定款の規定により、両氏と当社との間において責任限定契約を引き続き継続する予定であります。その契約内容の概要は、事業報告30ページに記載のとおりであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。その契約内容の概要は、事業報告29ページに記載のとおりであります。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	
1	よし だ たい ぞう 吉 田 泰 三	取締役（常勤監査等委員）	再任
2	プリティ ^{りさ} 梨佐クリスティーン		新任 社外 独立
3	ふじ むら えりこ 藤 村 絵里子	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

よし だ たい ぞう
吉田 泰三



再任

生年月日

1954年12月23日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

4年

取締役会出席状況

19/19回

監査等委員会出席状況

15/15回

候補者番号 2

りさ
プリティ 梨佐クリスティーン



新任

社外

独立

生年月日

1992年4月25日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

略歴、当社における地位および担当

1988年 8月 ニュービジネスフォーラム（現・公益社団法人関西ニュービジネス協議会）入局
2008年 4月 同法人事務局長
2011年 5月 同法人理事 事務局長
2017年 1月 当社入社
2017年 6月 当社常勤監査役
2022年 6月 当社取締役（常勤監査等委員）
現在に至る。

重要な兼職の状況

—

監査等委員である取締役候補者とした理由

吉田泰三氏は、これまで当社の監査役および監査等委員である取締役として、同氏のコーポレート・ガバナンスに関する知見に基づき積極的な助言と監督をしていただくなど、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言をいただけるものと考え、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

略歴、当社における地位および担当

2019年12月 弁護士登録、大阪弁護士会所属
現在に至る。
2020年 1月 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所
2025年 4月 同所パートナー弁護士
現在に至る。

重要な兼職の状況 弁護士、弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー弁護士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

プリティ梨佐クリスティーン氏は、過去において直接会社経営に関与したことはありませんが、同氏の弁護士としての実務経験および専門的見地から、監査等委員として経営全般の監査・監督機能強化の発揮と有効な助言をしていただくことを期待できると考え、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号 3

ふじむら えりこ
藤村 絵里子



再任 社外 独立

生年月日

1980年3月24日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

2年

取締役会出席状況

19/19回

監査等委員会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位および担当

- 2002年10月 朝日監査法人（現・有限責任 あずさ監査法人）入所
2006年 6月 公認会計士登録
現在に至る。
2023年 8月 有限責任 あずさ監査法人退所
2023年 9月 藤村公認会計士事務所代表
現在に至る。
2023年11月 ブリッジコンサルティンググループ㈱入社
現在に至る。
2024年 6月 当社社外取締役（監査等委員）
現在に至る。

重要な兼職の状況 公認会計士、藤村公認会計士事務所代表

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤村絵里子氏は、過去において社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、これまでの当社の監査等委員である社外取締役としての実績も踏まえ、同氏の公認会計士としての実務経験および専門的見地からも、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言をしていただくことを期待できると考え、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. プリティ梨佐クリスティーン氏および藤村絵里子氏は監査等委員である社外取締役の候補者であります。当社は、藤村絵里子氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、プリティ梨佐クリスティーン氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 在任年数は、本総会終結時における在任期間を示しております。
4. 当社は、藤村絵里子氏との間において、責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を引き続き継続する予定であります。また、プリティ梨佐クリスティーン氏の選任が承認された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、事業報告30ページに記載のとおりであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。その契約内容の概要は、事業報告29ページに記載のとおりであります。

株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス（予定）

本招集ご通知の取締役候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

	氏名	性別	企業経営	税務・会計	法務・ガバナンス	人材育成	M&A	営業・マーケティング	グローバル	サステナビリティ
取締役	 金田 達三	男性	○			○	○	○	○	○
	 岸本 安正	男性	○	○	○	○	○		○	○
	 松田 幸俊	男性			○	○	○		○	○
	 関 大作	男性	○			○	○	○		○
	 玉木 功	男性	○			○	○	○		○
	 野口 真一	男性	○			○	○	○		○
	 坂本 充	男性	○			○	○	○		
取締役・ 監査等委員	 志田 幸宏	男性	○				○	○	○	
	 吉田 泰三	男性			○		○			
	 プリティ 梨佐クリスティーン	女性			○		○		○	
	 藤村 絵里子	女性		○	○		○			

補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」において、監査等委員である取締役に吉田泰三氏と監査等委員である社外取締役にプリティ梨佐クリスティーン氏および藤村絵里子氏の選任が承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役吉田泰三氏の補欠として加藤康彦氏を、監査等委員である社外取締役プリティ梨佐クリスティーン氏または藤村絵里子氏の補欠として米田耕士氏を、それぞれ選任願うものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

か とう やす ひこ
加藤 康彦

生年月日

1961年5月26日

所有する当社の株式数

一株

略歴

1995年 3月 (株)オートセブン (現・(株)G-7ホールディングス) 入社

2013年11月 当社内部統制室長

2018年 4月 当社内部監査室長

現在に至る。

重要な兼職の状況 -

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

加藤康彦氏は、当社において内部統制室長などを歴任し、現在、内部監査室長を務めるなど、コンプライアンス、リスク管理および内部統制についての豊富な経験と実績を有しているため、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言をいただけるものと考え、補欠の監査等委員である取締役候補者としていたしました。

よ ね だ こ う じ
米 田 耕 士

生年月日

1957年2月17日

所有する当社の株式数

一株

略歴

1990年 4月 弁護士登録、兵庫県弁護士会所属
元原・田中法律事務所（現・多間法律事務所）入所
現在に至る。

2016年 4月 兵庫県弁護士会会長

重要な兼職の状況 日工(株)社外監査役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

米田耕士氏は、過去において社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、同氏の長年の弁護士としての専門的見地から、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言をしていただくことを期待できると考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田耕士氏は補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。
3. 当社は、米田耕士氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 米田耕士氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、事業報告30ページに記載のとおりであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。その契約内容の概要は、事業報告29ページに記載のとおりであります。

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調を維持しております。一方で、米国の通商政策や中東情勢を含む国際的な情勢不安による世界的な景気への影響の懸念等もあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。小売業界におきましては、仕入価格をはじめとしたコスト増加や、物価上昇の継続などによる消費者マインドの下振れ、業種・業態の垣根を越えた競争激化等、厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境のなかで、当社グループは、人間尊重を経営基盤とし、顧客第一主義、現地現場主義によって顧客・株主・従業員・地域社会等のステークホルダーの満足度向上に向けた経営を実践してまいりました。また、当社の経営テーマとして、業務フローの革新とDX推進による生産性向上に取組み、働きたい会社・選ばれる会社を目指し、収益力の拡大に取組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は232,199百万円（前連結会計年度比8.4%増）、営業利益は7,270百万円（同2.1%増）、経常利益は7,727百万円（同3.5%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は4,767百万円（同3.5%減）の増収減益となりました。

売上高

232,199百万円

前連結会計年度比 8.4%増



営業利益

7,270百万円

前連結会計年度比 2.1%増



経常利益

7,727百万円

前連結会計年度比 3.5%増



親会社株主に帰属する当期純利益

4,767百万円

前連結会計年度比 3.5%減



セグメント別の状況は次のとおりであります。

車関連事業につきましては、お客様のトータルカーライフを充実させるべく、タイヤやメンテナンス商品の拡販および車検整備・車販売をきっかけとした再来店の促進に努めました。オイル・バッテリーの消耗品・タイヤなどの販売が堅調に推移したことや、円安を背景に海外向けの中古車販売が増加したことなどにより、売上および利益面ともに前年度を上回りました。新規出店につきましては、「オートバックス」を首都圏に1店舗オープン、「バイクワールド」をマレーシアに1店舗オープンしたことにより、当連結会計年度末における「オートバックス」の店舗数は71店舗、「バイクワールド」の店舗数は20店舗となりました。これにより、売上高は49,651百万円（前連結会計年度比7.8%増）となり、経常利益は2,256百万円（同12.5%増）となりました。

業務スーパー事業につきましては、食料品や日用品が相次いで値上がりするなか、品質の良い商品をお買い得な価格で提供し続け地域のお客様に支持されたことや、新規出店による増収効果もあり、前年度を上回る売上となりました。一方、新規出店費用および既存店舗のリニューアルに伴う改装費用、のれん償却費等の増加もあり、利益面では前年度を下回りました。新規出店につきましては、「業務スーパー」を北海道に2店舗、中部圏に4店舗、近畿圏に1店舗、九州圏に1店舗オープンしたことにより、当連結会計年度末における「業務スーパー」の店舗数は223店舗となりました。これにより、売上高は132,840百万円（前連結会計年度比7.4%増）となり、経常利益は4,745百万円（同2.4%減）となりました。

精肉事業につきましては、原材料価格の高止まりや物流費の上昇が続くなか、安心・安全で新鮮な食材の安定供給に努めました。新規出店による増収効果に加え、2025年10月から群馬県高崎市に拠点を置き、牛タンの加工・卸販売を行う株式会社ミートプランニングを連結子会社化したことにより、売上および利益面ともに前年度を上回りました。新規出店につきましては、「お肉のてらばやし」を北海道に2店舗、首都圏に1店舗、中部圏に3店舗、近畿圏に3店舗、九州圏に3店舗オープンしたことにより、当連結会計年度末における「お肉のてらばやし」の店舗数は191店舗となりました。これにより、売上高は24,091百万円（前連結会計年度比14.6%増）となり、経常利益は267百万円（同25.3%増）となりました。

その他事業につきましては、全国各地から厳選した付加価値の高い商材を取り扱うこだわり食品事業において、新規開拓および商材の発掘を行い販売が堅調に推移したことなどにより、売上は前年度を上回りました。しかしながら、ミニスーパー事業「リコス」におきまして不採算店舗を整理したこと等により利益面では前年度を下回りました。これにより、売上高は25,615百万円（前連結会計年度比9.8%増）となり、経常利益は275百万円（同6.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、4,778百万円となりました。主なものは、車関連事業では、「オートボックス」店舗を首都圏に1店舗オープンしたこと、「バイクワールド」店舗をマレーシアに1店舗オープンしたこと、業務スーパー事業では、「業務スーパー」店舗を北海道に2店舗、中部圏に4店舗、近畿圏に1店舗、九州圏に1店舗オープンしたこと、精肉事業では、「お肉のてらばやし」店舗を北海道に2店舗、首都圏に1店舗、中部圏に3店舗、近畿圏に3店舗、九州圏に3店舗オープンしたこと等であります。

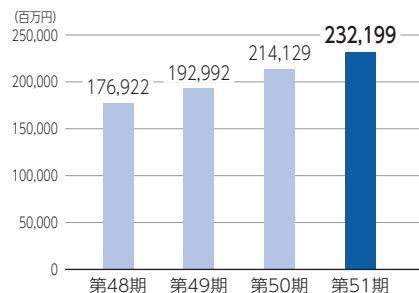
(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の所要資金はすべて自己資金を充当し、特記すべき資金調達はありません。

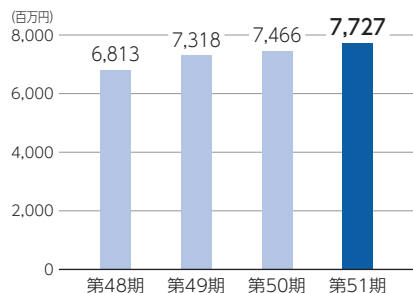
(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第48期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第49期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第50期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第51期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高 (百万円)	176,922	192,992	214,129	232,199
経常利益 (百万円)	6,813	7,318	7,466	7,727
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,824	5,175	4,939	4,767
1株当たり当期純利益 (円)	86.78	117.46	112.72	109.04
総資産 (百万円)	57,202	61,872	70,693	81,560
純資産 (百万円)	26,757	29,973	32,574	35,524
1株当たり純資産額 (円)	607.25	680.23	745.37	811.96

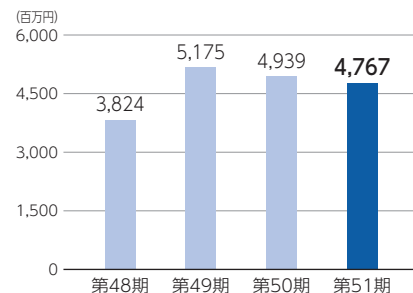
売上高



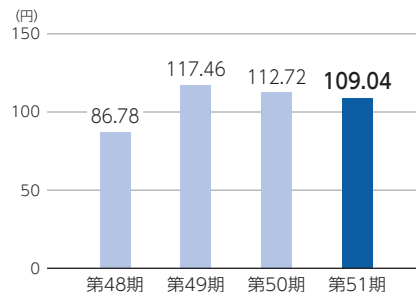
経常利益



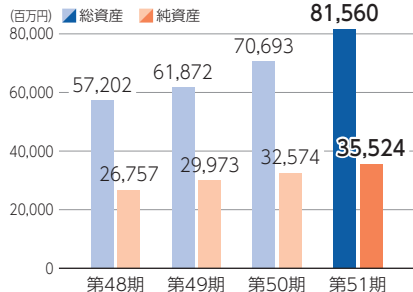
親会社株主に帰属する当期純利益



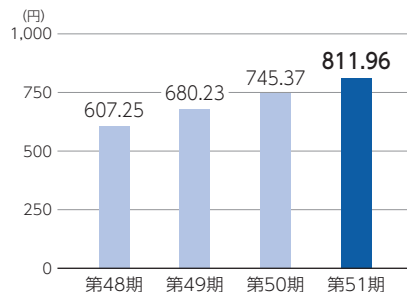
1株当たり当期純利益



総資産／純資産



1株当たり純資産額



(5) 対処すべき課題

国内経済におきましては、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調を維持する一方で、国際的な情勢不安による世界的な景気への影響の懸念等もあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。小売業界におきましては、仕入価格をはじめとしたコスト増加や、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れへの懸念など、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、グループの成長を持続するために以下の項目を重点課題として取組み、増収増益に向けた基盤づくりを強化してまいります。

収益向上への取組み

当社グループは、これまでも事業戦略の見直しや市場の急激な変化への対応に努め、強固な経営基盤づくりを目指し、まい進してまいりました。創業50周年にあたる2025年を経て、次の創業100周年を見据え、今後も確実に収益をあげ成長を続けるために、タイムリーで適切な新規出店、従業員一人ひとりの働き方への意識改革による労働時間の短縮を含めた生産性の向上、また引き続き徹底的な経費削減等の諸施策を実行することなどにより、グループ全体のコストを見直し、収益性の向上に努めてまいります。

人材育成への取組み

当社グループの基盤は、販売事業にあります。単に物を売るだけでなく専門知識や情報を提供すること、的確な商品説明やカウンセリング、商品活用を提案すること、アフターケアを確実に行うことなどにより、お客様に満足を与え続けられる人材を育て、ファンづくり、生涯顧客づくりに取組んでまいります。

組織継続への取組み

当社グループは、グループ内において「幹部養成塾」や「NC養成塾」を開講し、次世代を担う若手社員や幹部社員の育成に取り組んでおります。さらにグループの社長・役員を対象とした「創業者塾」を開講し、経営のノウハウや役員としての心構えを教育することで、組織の将来を担う経営者の育成に努めております。

市場開拓への取組み

当社グループは、車（四輪・二輪）関連事業、業務スーパー事業、精肉事業を中心に、こだわり食品事業をはじめとしたその他事業にも積極的に取り組んでおります。これらグループでのシナジーが期待できる業種・業態に対しては、今後も積極的にM&Aや資本提携・業務提携等の手法を用いてグループ全体の業容拡大を目指してまいります。

アジア市場への取組み

日本国内の需要が縮小傾向にあるなか、当社グループは、東南アジア諸国に現地法人を設立し、グローバル化を推進してまいりました。日本国内外での事業展開において得られた経験を生かし、今後の国際情勢を注視しながら海外での展開をすすめてまいります。

これらの課題に対処するにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実やコンプライアンス体制の強化、リスク管理などの取組みを通じ、社会からの信頼と共感を得られるよう努めてまいります。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社G-7・オート・サービス	380百万円	100.0%	自動車用品・部品の販売、 自動車の買取・販売
株式会社G-7スーパーマーケット	405百万円	100.0%	冷凍食品・加工食品販売
株式会社G-7ミートテラバヤシ	50百万円	100.0%	食肉・畜産加工品の販売

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループの事業内容および当該事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

車関連事業…車（四輪・二輪）関連用品・部品・車輛販売

連結子会社 株式会社G - 7・オート・サービス、株式会社G - 7. Crown Trading、株式会社G - 7バイクワールド他が行っております。

業務スーパー事業…冷凍食品・加工食品販売

連結子会社 株式会社G - 7スーパーマーケットが行っております。

精肉事業…食肉・畜産加工品の販売

連結子会社 株式会社G - 7ミートテラバヤシ、株式会社G - 7ミートプランニングが行っております。

その他事業…厳選食品の卸販売、農産物の直売、健康体操教室の運営、ミニスーパーの運営、EC事業、不動産賃貸業等

当社および連結子会社 株式会社G7ジャパンフードサービス、株式会社G7アグリジャパン、株式会社G - 7新流、株式会社G7リテールジャパン、株式会社G - 7リコス・ストアズ他が行っております。

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

- ①当社本店 神戸市須磨区
②営業店舗

業 態 別	店舗数	国・都道府県別
オートバックス	78	茨城県2店、千葉県14店、福井県8店、京都府6店、兵庫県37店、岡山県3店、広島県6店、マレーシア2店
業務スーパー	223	北海道20店、埼玉県30店、千葉県17店、東京都23店、神奈川県18店、岐阜県8店、愛知県34店、三重県12店、大阪府11店、兵庫県23店、福岡県18店、長崎県2店、熊本県7店
お肉のてらばやし	191	北海道17店、宮城県1店、埼玉県18店、千葉県12店、東京都17店、神奈川県11店、山梨県1店、岐阜県6店、愛知県25店、三重県9店、大阪府8店、兵庫県31店、岡山県5店、福岡県17店、佐賀県3店、長崎県1店、熊本県9店
めぐみの郷	19	大阪府1店、兵庫県16店、奈良県2店
バイクワールド	20	栃木県1店、千葉県2店、岐阜県1店、愛知県1店、三重県1店、大阪府1店、兵庫県4店、広島県1店、香川県1店、福岡県1店、マレーシア6店
リコス	49	東京都39店、神奈川県10店
その他(カーブス等)	65	栃木県1店、埼玉県4店、千葉県6店、東京都4店、神奈川県29店、福井県2店、滋賀県1店、京都府3店、大阪府1店、兵庫県14店

(注) オートバックスの店舗数には、オートバックスエクスプレス7店舗が含まれております。

- ③工場 9カ所

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
2,238名	34名増

(注) 従業員数には、パート・アルバイト社員6,528名(期中平均人員)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三菱UFJ銀行	6,075
株式会社三井住友銀行	3,150
株式会社みずほ銀行	2,000

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 208,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 44,071,454株
 (3) 株主数 9,595名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
一般社団法人Kトラスト信託口	11,835	27.05
公益財団法人G-7奨学財団	7,322	16.73
株式会社KCM	3,167	7.23
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	2,844	6.50
株式会社オートバックスセブン	2,203	5.03
BBH FOR FIDELITY LOW- PRICED STOCK FUND	1,451	3.31
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,129	2.58
野村信託銀行株式会社（投信口）	895	2.04
塚本晃司	426	0.97
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	406	0.92

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役および監査等委員を除く）	4,400株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告27～28ページ「(2) 取締役の報酬等」に記載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長兼CEO (代表取締役)	金 田 達 三	
取締役社長 (代表取締役)	岸 本 安 正	
取締役	松 田 幸 俊	総務統括部長
取締役	関 大 作	株式会社G-7スーパーマーケット代表取締役社長
取締役	玉 木 功	株式会社G-7ミートテラバヤシ代表取締役社長
取締役	野 口 真 一	株式会社G-7・オート・サービス代表取締役社長
取締役	坂 本 充	株式会社マネジメントエフ代表取締役社長
取締役	志 田 幸 宏	ANALOG PTE.LTD.代表取締役社長 PROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.エグゼクティブ ダイレクター
取締役 (常勤監査等委員)	吉 田 泰 三	
取締役 (監査等委員)	玉 置 菜々子	弁護士
取締役 (監査等委員)	藤 村 絵里子	公認会計士 藤村公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役坂本 充氏および志田幸宏氏ならびに取締役(監査等委員)玉置菜々子氏および藤村絵里子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)藤村絵里子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、重要な社内会議等への出席等による情報収集および内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、吉田泰三氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 当社は、取締役坂本 充氏および志田幸宏氏ならびに取締役(監査等委員)玉置菜々子氏および藤村絵里子氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等 (2026年3月31日現在)

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2024年6月27日開催の取締役会において決議された役員規程において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目①中は「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。また、2024年6月27日開催の株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、本項目①中は「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しております。

その内容につきましては、以下のとおりであります。

当社取締役の報酬等は、当社グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上を実現する優秀な人材を確保・育成することを目的とした役員報酬制度を定めており、固定報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬により構成されています。

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内とし、固定報酬につきましては、役員規程に詳細に内容が定められており、透明性のある報酬体系を確保し、担当職位、各期の業績、貢献度等により決定しており、毎月金銭で支給しております。

業績連動報酬につきましては、インセンティブ方式を採用しており役員賞与として金銭で支給することを原則とし、業績連動報酬に係る指標は、単年度の過去最高連結当期純利益のオーバー額を算定の基礎として支給される報酬額と、役員規程に詳細に内容が定められた経営計画数値の達成状況を基に支給される報酬額との合計額を、取締役会により委任された代表取締役会長金田達三氏および代表取締役社長岸本安正氏により、各取締役の担当領域の規模・責任や貢献度等を総合的に勘案して決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の経営状況を熟知し、総合的に各取締役の担当領域の評価を行うには代表取締役会長および代表取締役社長が最も適しているからであります。また、当該報酬の決定は、指名・報酬委員会が役員規程で定めている決定方針との整合性を確認しており、取締役会もその答申を尊重していることから、委任された裁量の範囲内で権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

業績連動報酬の指標として単年度の過去最高連結当期純利益を選定した理由は、増収、増益、過去最高利益を達成することにより、企業価値向上と株主の皆様の利益最大化について責任を持たせる指標にふさわしいと判断したからであります。なお、当連結会計年度における連結当期純利益は、4,767百万円であります。

譲渡制限付株式報酬につきましては、対象取締役に対して役位別に割当株式数を、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として年額1,000万円以内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式を付与しております。

固定報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬の支給割合の決定方針につきましては、当社グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上に寄与するため、最も適切な割合となることを方針としております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定にあたっては、役員規程に詳細に定められており、その規定に従い取締役の個人別の報酬額が決定されていること、また、指名・報酬委員会が当該報酬について役員規程で定めている決定方針との整合性を確認しており、取締役会もその答申内容を尊重していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

②取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	156 (9)	97 (6)	53 (3)	5 (-)	5 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	16 (8)	13 (7)	2 (1)	- (-)	3 (2)

(注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の金銭報酬の額は2022年6月29日開催の第47期定時株主総会において年額3億円以内 (うち社外取締役分は3,000万円以内) と決議しております (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は8名 (うち社外取締役は3名) です。

また、上記金銭報酬とは別枠で、2024年6月27日開催の第49期定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、本項目②中は「対象取締役」という。) に対して、譲渡制限付株式報酬として年額1,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での対象取締役の員数は3名です。

2. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第47期定時株主総会において年額3,500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名 (うち社外取締役は2名) です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役、監査役（監査等委員会設置会社移行前の監査役会設置会社における監査役のことをいう。）、執行役員および上席部長（既に退任または退職している者および保険期間中に新たに役職に就く者を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等との重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役坂本 充氏は、株式会社マネジメントエフの代表取締役社長を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役志田幸宏氏は、ANALOG PTE.LTD.の代表取締役社長およびPROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.のエグゼクティブダイレクターを兼職しておりますが、当社と両社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）藤村絵里子氏は、藤村公認会計士事務所の代表を兼職しておりますが、当社と同法人との間には特別の関係はありません。

②他の法人等の社外役員の重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席	監査等委員会への出席	発言の状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	坂本 充	19回中 19回	—	多様な業種での経営コンサルタントとしての実務経験の見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	志田 幸宏	19回中 19回	—	海外での企業経営者としての高い見識と豊富な実務経験の見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	玉置菜々子	19回中 19回	15回中 15回	弁護士としての専門的見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制や内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	藤村絵里子	19回中 19回	15回中 15回	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制や内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役について、法令が定める最低責任限度額としております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	51百万円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人について、法令が定める最低責任限度額としております。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期にわたる安定成長と財務基盤の確立を経営の基本方針としております。株主の皆様への利益配分につきましては、安定配当の継続を前提に、業績に応じた利益還元を実施すべく努力しており、将来の事業展開のための再投資、財務基盤の強化に努めるなかで総合的に勘案して決定してまいります。

また、2026年3月末を終期とする中期経営計画期間は、配当性向30%以上かつ累進配当（1株当たり配当金40円以上）を配当方針とし、過去より実施の利益連動に加えて、減配を回避した安定的な配当を継続する方針としております。

当期の期末配当金につきましては、1株につき20円の普通配当に、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき30円の創業50周年記念配当を加え、合計50円とし、この効力発生日ならびに支払開始日は、2026年6月10日といたします。この結果、当期の年間配当金は中間配当金20円と合わせ合計70円となります。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	42,093
現金及び預金	20,793
売掛金	7,722
商品及び製品	10,772
その他	2,828
貸倒引当金	△24
固定資産	39,467
有形固定資産	23,386
建物及び構築物	13,044
土地	7,061
その他	3,279
無形固定資産	6,329
のれん	5,860
その他	469
投資その他の資産	9,751
敷金及び保証金	6,163
繰延税金資産	2,971
その他	685
貸倒引当金	△68
資産合計	81,560

科目	金額
負債の部	
流動負債	29,682
買掛金	10,702
短期借入金	10,019
未払法人税等	1,784
賞与引当金	1,052
その他	6,124
固定負債	16,353
長期借入金	10,290
再評価に係る繰延税金負債	43
役員退職慰労引当金	78
資産除去債務	4,369
退職給付に係る負債	733
その他	838
負債合計	46,036
純資産の部	
株主資本	36,053
資本金	1,791
資本剰余金	2,789
利益剰余金	32,014
自己株式	△542
その他の包括利益累計額	△529
その他有価証券評価差額金	△26
土地再評価差額金	△515
為替換算調整勘定	1
退職給付に係る調整累計額	10
純資産合計	35,524
負債・純資産合計	81,560

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		232,199
売上原価		176,291
売上総利益		55,907
販売費及び一般管理費		48,637
営業利益		7,270
営業外収益		
受取利息及び配当金	17	
受取手数料	187	
協賛金収入	301	
為替差益	98	
その他	192	797
営業外費用		
支払利息	154	
固定資産処分損	151	
その他	34	340
経常利益		7,727
特別損失		
減損損失		623
税金等調整前当期純利益		7,103
法人税、住民税及び事業税	2,463	
法人税等調整額	△128	2,335
当期純利益		4,767
親会社株主に帰属する当期純利益		4,767

招集、
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産		13,281	流動負債		11,052
現金及び預金		8,226	短期借入金		10,019
前払費用		133	未払金		339
未収入金		727	未払法人税等		254
関係会社短期貸付金		4,451	未払費用		63
その他		29	未払消費税等		57
貸倒引当金		△286	賞与引当金		124
			その他		192
固定資産		25,501	固定負債		12,696
有形固定資産		6,702	長期借入金		10,290
建物		2,083	退職給付引当金		27
構築物		137	役員退職慰労引当金		78
機械及び装置		6	預り敷金保証金		1,153
車輛運搬具		9	再評価に係る繰延税金負債		43
工具、器具及び備品		60	資産除去債務		1,082
土地		4,365	その他		20
建設仮勘定		39	負債合計		23,749
無形固定資産		121	純 資 産 の 部		
借地権		29	株主資本		15,515
ソフトウェア		83	資本金		1,791
その他		8	資本剰余金		2,730
			資本準備金		2,730
投資その他の資産		18,676	利益剰余金		11,535
投資有価証券		110	利益準備金		74
関係会社株式		15,204	その他利益剰余金		11,460
関係会社長期貸付金		1,781	別途積立金		2,930
長期前払費用		21	土地圧縮積立金		74
繰延税金資産		1,034	繰越利益剰余金		8,455
敷金及び保証金		724	自己株式		△542
その他		31	評価・換算差額等		△481
貸倒引当金		△230	その他有価証券評価差額金		34
			土地再評価差額金		△515
資産合計		38,782	純資産合計		15,033
			負債・純資産合計		38,782

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		9,690
営業費用		
売上原価	1,531	
販売費及び一般管理費	1,728	3,260
営業利益		6,430
営業外収益		
受取利息及び配当金	46	
その他	7	53
営業外費用		
支払利息	151	
固定資産処分損	3	
その他	2	157
経常利益		6,326
特別損失		
関係会社事業損失		206
税引前当期純利益		6,120
法人税、住民税及び事業税	226	
法人税等調整額	40	266
当期純利益		5,853

招集、
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社G - 7ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	花 谷 徳 雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 士 雄 太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社G - 7ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G - 7ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社G - 7ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	花 谷 徳 雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 士 雄 太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社G - 7ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社G - 7ホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員	吉田 泰三 ㊟
監査等委員	玉置 菜々子 ㊟
監査等委員	藤村 絵里子 ㊟

(注) 監査等委員玉置菜々子及び藤村絵里子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図



会場



神戸市西区糀台5丁目6番3号
神戸 西神オリエンタルホテル
4階 翔雲



交通の
ご案内

神戸市営地下鉄
西神中央駅
東出口 より

徒歩 約 1 分

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。



<https://www.g-7holdings.co.jp>

